

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件（平成十四年金融庁・農林水産省告示第十九号）

改 正 案

（貯金の受払事務の委託等）

第二条 命令第十二条の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、

次に掲げる者とする。

一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）

二 （略）

現 行

（貯金の受払事務の委託等）

第二条 命令第十二条の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、

次に掲げる者とする。

一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）

二 （略）